

議案第 1 1 5 号

ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正  
する条例制定について

ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正  
する条例

(ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例（平成6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2」を「第244条の2第1項」に改める。

第4条の見出し中「用語の」を削り，同条中「次」を「，次」に改め，「それぞれ」を削り，同条第1号を次のように改める。

(1) 汚水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し，又は付随する廃水をいう。

第4条中第2号及び第3号を削り，第4号を第2号とし，第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げる。

第5条中「位置」を「設置」に改める。

第6条中「の各号」を削り，同条第3号中「又は勾配」及び「それぞれ」を削り，「又は100分の1以上」を「(一の敷地又は建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径にあっては，75ミリメートル以上)」に改め，同条第4号を次のように改める。

(4) 排水設備の排水管の勾配は，市長が特別の理由があると認めた場合を除き，100分の2以上とすること。

第8条中「第5条」を「第6条」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第20条第2項を次のように改める。

2 戸数割による戸数は，1世帯又は1事業所等（事業所，学校その他の汚水を排除する施設をいう。）当たり1戸とする。ただし，一の敷地において複数の世帯が同一又は他の一戸建ての住宅に居住している場合であって，当該世帯が親族関係にあるときは，1戸とする。

第20条第3項第3号を削り，同条第4項中「とし，1施設1戸とする」を「とする」に改め，同条第5項中「開始若しくは」を「開始し，若しくは」に，「休止若しくは」を「休止し，若しくは」に改める。

第30条の見出しを削り，同条中「市長は，次」を「次に」に，「一に」を「いず

れかに」に、「者に対して」を「者は」に、「を科し、当該各号に起因し、損害が生じたときは、これを賠償させることができる」を「に処する」に改め、同条第1号中「第7条」を「第7条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）」に、「排水設備等の工事を実施した」を「排水設備の新設等を行った」に改め、同条第2号中「の規定による」を「において準用するひたちなか市下水道条例第6条に規定する」に、「工事を実施した」を「新設等を行った」に改め、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「若しくは」を「又は」に、「違反して、汚水以外の水、し尿又は排水施設に障害を及ぼすおそれのある者を排除した」を「違反した」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「第24条又は第25条」を「第24条第1項若しくは第2項又は第25条第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「第7条」を「第7条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）」に、「申請書又は」を「申請に係る」に、「第17条」を「若しくは第17条」に、「届出書、第20条第3項第2号」を「届出に係る書類又は第20条第3項第2号」に、「申告書」を「申告に係る書類」に、「のあるもの」を「をして」に、「申請者、届出者又は申告者」を「者」に改め、同号を同条第7号とする。

第2条 ひたちなか市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

（使用開始等の届出）

第17条 使用者は、次に掲げる場合に該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- （1） 排水施設の使用を開始し、若しくは再開し、又は使用を休止し、若しくは廃止するとき。
- （2） 使用者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称に変更があったとき。
- （3） 一般家庭における居住実態に変更があったとき。
- （4） 事業所等（事業所、学校その他の汚水を排除する施設をいう。以下同じ。）における使用人員の算定に係る事項に変更があったとき。

第20条第2項中「（事業所、学校その他の汚水を排除する施設をいう。）」を削り、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 人数割による使用人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により決定するものとする。

- （1） 一般家庭 居住実態を確認する方法
- （2） 事業所等 日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3 3 0 2）」を準用し、算定する方法。ただし、

当該事業所等の態様，使用状況及び公益性を勘案し，市長が必要と認めるときは，算定した使用人員に補正を加えることができる。

- 4 前項の規定により決定した使用人員に変更があったときは，当該変更があった日の属する月の翌月の分から，変更後の使用人員に基づく使用料を徴収するものとする。

第30条第7号中「，第9条第1項」を「又は第9条第1項」に改め，「又は第20条第3項第2号の規定による申告に係る書類」を削る。

#### 付 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和6年4月1日から施行する。

| 旧   | 新   | 備考 |
|---|---|----|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第244条の2</u>の規定に基づき、ひたちなか市農業集落排水処理施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第4条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>汚水</u> <u>生活又は事業に起因するし尿、生活排水及び営業等排水をいう。</u></p> <p>(2) <u>生活排水</u> <u>炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいう。</u></p> <p>(3) <u>営業等排水</u> <u>第12条の規定により、排除について市長の許可を受けた営業等に伴い排出される水をいう。</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(排水設備の設置及び構造)</p> <p>第5条 排水設備の<u>位置及び構造は、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第3項の規定に準拠しなければならない。</u></p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、<u>次の各号に定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 排水設備の排水管内径又は勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、<u>それぞれ100ミリメートル以上又は100分の1以上とすること。</u></p> <p>(4) <u>宅内ますに排水管を接続させる場合は、下流端は上流端より20ミリメートル低くすること。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第244条の2第1項</u>の規定に基づき、ひたちなか市農業集落排水処理施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第4条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>汚水</u> <u>生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、又は付随する廃水をいう。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(排水設備の設置及び構造)</p> <p>第5条 排水設備の設置及び構造は、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第3項の規定に準拠しなければならない。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 排水設備の排水管内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、<u>100ミリメートル以上（一の敷地又は建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径にあつては、7.5ミリメートル以上）とすること。</u></p> <p>(4) <u>排水設備の排水管の勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、100分の2以上とすること。</u></p> |    |

| 旧  | 新  | 備考 |
|--|--|----|
| <p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備の工事の施行に関しては、ひたちなか市下水道条例（平成6年条例第114号）<u>第5条の規定を準用する。</u></p> <p><u>(営業等排水の排除制限)</u></p> <p>第12条 <u>営業等排水を排除しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 戸数割による戸数の決定は、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 1宅地内の建築物に居住する親族の世帯は、1戸とし、親族以外の世帯は、それぞれ1戸とする。</u></p> <p><u>(2) 居宅が併設されている事業所にあつては、居宅又は事業所をそれぞれ1戸とし、1宅地内における複数の事業所にあつては、それぞれを1戸とする。</u></p> <p>3 人数割による使用人員の決定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 営業等排水を排除する事業所にあつては、前号により決定した使用人員に、次の算式により算出された使用人員を加算した人員とする。この場合において、算出された使用人員に1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し、負の数が生じたときは、これを零とする。</u></p> <p><u>使用人員＝(当該事業所の排除汚水日量－前号の使用人員×2701)／2701</u></p> <p>4 公共施設及び公共用施設の使用料は、<u>戸数割のみとし、1施設1戸とする。</u></p> <p>5 使用者が月の中途において、排水施設の使用を開始若しくは再開し、又は使用を休止若しくは廃止したときの使用料は、その月における使用日数が15日以内のときは1月相当額の2分の1とし、使用日数が15日を超えると</p> | <p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備の工事の施行に関しては、ひたちなか市下水道条例（平成6年条例第114号）<u>第6条の規定を準用する。</u></p> <p>第12条 削除</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 戸数割による戸数は、<u>1世帯又は1事業所等（事業所、学校その他の汚水を排除する施設をいう。）当たり1戸とする。ただし、一の敷地において複数の世帯が同一又は他の一戸建ての住宅に居住している場合であつて、当該世帯が親族関係にあるときは、1戸とする。</u></p> <p>3 人数割による使用人員の決定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 公共施設及び公共用施設の使用料は、<u>戸数割のみとする。</u></p> <p>5 使用者が月の中途において、排水施設の使用を開始し、若しくは再開し、又は使用を休止し、若しくは廃止したときの使用料は、その月における使用日数が15日以内のときは1月相当額の2分の1とし、使用日数が15日を</p> |    |

| 旧   | 新   | 備考 |
|---|---|----|
| <p>きは1月相当額とする。</p> <p>第6章 罰則<br/>(罰則)</p> <p>第30条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、1万円以下の過料を科し、当該各号に起因し、損害が生じたときは、これを賠償させることができる。</p> <p>(1) 第7条の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者</p> <p>(2) 第8条の規定による指定工事店によらないで排水設備の工事を実施した者</p> <p>(3) 第9条第1項に規定する検査を受けなかった者</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第12条に規定する許可を受けないで営業等排水を排除した者</p> <p>(6) 第13条、第14条若しくは第15条の規定に違反して、汚水以外の水、し尿又は排水施設に障害を及ぼすおそれのある者を排除した者</p> <p>(7) 第17条、第24条又は第25条の規定による届出を怠った者</p> <p>(8) 第7条の規定による申請書又は書類、第9条第1項、第17条の規定による届出書、第20条第3項第2号の規定による申告書に不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者又は申告者</p> | <p>超えるときは1月相当額とする。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第30条  次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第7条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行った者</p> <p>(2) 第8条において準用するひたちなか市下水道条例第6条に規定する指定工事店によらないで排水設備の新設等を行った者</p> <p>(3) 第9条第1項の規定による検査を受けなかった者</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第13条、第14条又は第15条の規定に違反した者</p> <p>(6) 第17条、第24条第1項若しくは第2項又は第25条第1項の規定による届出を怠った者</p> <p>(7) 第7条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請に係る書類、第9条第1項若しくは第17条の規定による届出に係る書類又は第20条第3項第2号の規定による申告に係る書類に不実の記載をして提出した者</p> |    |

| 旧   | 新  | 備考 |
|---|--|----|
| <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第17条 使用者は、<u>排水施設の使用を開始、休止若しくは廃止又は現に休止してその使用を再開するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。使用者の変更又は使用者が住所、氏名等を変更したときも、同様とする。</u></p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 戸数割による戸数は、1世帯又は1事業所等（<u>事業所、学校その他の汚水を排除する施設をいう。</u>）当たり1戸とする。ただし、一の敷地において複数の世帯が同一又は他の一戸建ての住宅に居住している場合であって、当該世帯が親族関係にあるときは、1戸とする。</p> <p>3 人数割による使用人員の決定は、次の各号に<u>定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>使用人員は、毎年4月1日現在（以下「基準日」という。）における住民基本台帳に記録されている世帯員数（住民基本台帳に記録されていない世帯にあつては、市長が実態を確認し、決定する。）によるものとする。ただし、第11条に定める供用開始期日後に新たに使用者となった者については、使用開始の届出時において市長が確認し、決定した使用人員とする。</u></p> <p>(2) <u>事業所における使用人員は、基準日において使用者の申告に基づき市長が決定するものとし、供用開始後に新たに使用者になった者の使用人員は、前号ただし書の規定を準用する。</u></p> | <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第17条 使用者は、<u>次に掲げる場合に該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>排水施設の使用を開始し、若しくは再開し、又は使用を休止し、若しくは廃止するとき。</u></p> <p>(2) <u>使用者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称に変更があつたとき。</u></p> <p>(3) <u>一般家庭における居住実態に変更があつたとき。</u></p> <p>(4) <u>事業所等（事業所、学校その他の汚水を排除する施設をいう。以下同じ。）における使用人員の算定に係る事項に変更があつたとき。</u></p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 戸数割による戸数は、1世帯又は1事業所等当たり1戸とする。ただし、一の敷地において複数の世帯が同一又は他の一戸建ての住宅に居住している場合であって、当該世帯が親族関係にあるときは、1戸とする。</p> <p>3 人数割による使用人員は、次の各号に<u>掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>一般家庭 居住実態を確認する方法</u></p> <p>(2) <u>事業所等 日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」を準用し、算定する方法。ただし、当該事業所等の態様、使用状況及び公益性を勘案し、市長が必要と認めるときは、算定した使用人員に補正を加えることができ</u></p> |    |



| 旧   | 新   | 備考 |
|---|---|----|
| <p>4 <u>公共施設及び公共用施設の使用料は、戸数割のみとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第7条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請に係る書類、<u>第9条第1項若しくは第17条の規定による届出に係る書類又は第20条第3項第2号の規定による申告に係る書類に不実の記載をして提出した者</u></p> | <p><u>る。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により決定した使用人員に変更があったときは、当該変更があった日の属する月の翌月の分から、変更後の使用人員に基づく使用料を徴収するものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第7条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請に係る書類<u>又は第9条第1項若しくは第17条の規定による届出に係る書類に不実の記載をして提出した者</u></p> |    |